

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け)、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188(全国共通・局番なし3桁)番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。(年末年始除く)

.....

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です!

県消費生活センターでは、毎年9月を「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」期間と定め、県警察本部及び県内市町村と連携して啓発活動を実施しています。

今年度のキャンペーンのキャッチコピーは「高齢者の悪質商法被害防止には みんなで みまもるあにまる」です。

健康やお金、孤独などの不安を抱えている高齢者に、悪質業者はこれらの不安をあおり、言葉巧みに近づき貴重な財産を狙っています。

高齢者の被害を防ぐには、高齢者の周りの方が、高齢者の様子を気にかけて、変化に気づくことが重要です。

みなさんで高齢者を見守ることで、高齢者を悪質商法やニセ電話詐欺から守りましょう! キャンペーンの実施概要は、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活なび」の特設ページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/old.html>

3. エシカル度チェックキャンペーン実施中!

茨城県の特設サイト「エシカルいばらき」では、エシカル関連商品が当たるエシカル度チェックキャンペーンを実施中です!

キャンペーン第2弾(9/1~10/15)では、「オリジナル巾着袋」が20名様、「芋皮スナック」や「レインフォレスト・アライアンス認証の紅茶」が各15名様に当たります!

是非、下記リンクより、キャンペーンへご参加ください!

URL：<https://ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp>

※応募は茨城県内在住の方に限ります。

～「エシカル消費」とは～

エシカル消費とは、「人・社会・地域・環境」に配慮して、商品やサービスを選択する消費行動のこと。

お問い合わせ先：茨城県生活文化課(029-301-2829)

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp)までご連絡ください。



【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

